

## 転居された方へ

転居された方で、下記に該当する方は、各課の窓口で手続きを行ってください。  
※手続きの際にお聞きした情報により、担当課からご連絡する場合があります。ご了承ください。

### 対象となる方

### 手続きなど

#### 市民課

庁舎東館1階

マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カードの 交付を受けている方	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをご持参のうえ手続きをしてください。
電子証明書の交付を受けている方	引き続き署名用電子証明書を利用される方は、マイナンバーカードをご持参のうえ手続きをしてください。「住民基本台帳カード」で電子証明書を使用されていた方は、「マイナンバーカード」の申請をしてください。 有効期間は利用者証明用電子証明書と同じ期間です。
本人通知制度の登録をしている方	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をご持参のうえ手続きをしてください。
DV等の被害者保護の申出をしている方	担当にご相談ください。

#### 国保年金課

庁舎東館1階

国民健康保険の加入者	「保険証」または「資格確認書」等及び「窓口に来られた方の本人確認ができるもの」をご持参のうえ手続きをしてください。
国民年金の加入者	住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度の 加入者	住所変更の手続きをしてください。

#### 福祉支援課

庁舎東館1階

身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	「手帳」をご持参のうえ手続きをしてください。	
自立支援医療(精神通院医療・更生医療・ 育成医療)を 受けている方	「受給者証」をご持参のうえ手続きをしてください。	
特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 福祉手当を受けている方 重度心身障がい児福祉手当(可児市独自 制度)を受けている方	住所変更届を提出してください。	
障害福祉サービス受給者証を お持ちの方	「受給者証」をご持参のうえ手続きをしてください。	
福祉医療費の 助成を受けて いる方	子ども	「福祉医療費受給者証」をご持参のうえ手続きをしてください。
	重度心身障がい者(児)	
	母子家庭等	
	父子家庭	

対象となる方

手続きなど

福祉支援課  
庁舎東館1階

児童手当を受けている方	受給者と児童が別居になる場合、または転居を機に児童と同居になる場合は、手続きをしてください。
児童扶養手当を受けている方	「手当証書」「本人確認ができるもの」をご持参のうえ手続きをしてください。状況により追加で書類の提出が必要な場合があります。

上下水道料金課  
庁舎西館1階

上水道・下水道を使用される方	上水道・下水道の開始、中止、名義変更等が必要です。窓口へお越しください。 (手数料が必要となる場合があります。) ※集合住宅(アパート等)によっては、手続き不要の場合もあります。
井戸水等を下水道へ流される世帯の方	下水道使用料の算定の基礎となる人員数に変更となる場合は、手続きをしてください。

介護保険課  
庁舎東館2階

65歳以上の方もしくは介護認定を受けている方	「介護保険被保険者証」「マイナンバーカード(お持ちの方)」をご持参のうえ住所変更の手続きをしてください。(認定を受けている方は「負担割合証」もお持ちください)
------------------------	---

高齢福祉課  
庁舎東館2階

認知症高齢者等見守りシールを利用している方	住所の変更手続きをしてください。
-----------------------	------------------

施設住宅課  
庁舎西館2階

市営住宅に入居する方 市営住宅に入居していた方	入居や退去の手続きをしていない方は、施設住宅課で手続きをしてください。
----------------------------	-------------------------------------

環境課  
庁舎東館4階

犬の所有者	犬の住所変更をしてください。 犬の所在地の変更がない場合は、所有者の変更をしてください。
-------	---

学校教育課  
庁舎西館4階

小学校又は中学校の児童・生徒のいる方	入学通知書に記載されている学校へ連絡のうえ、その学校で手続きをしてください。 持参するもの…入学通知書、前の学校で発行の転校に関する書類 ※すぐに新しい学校への転校をされない場合、学校教育課へお越しください。 ※7～3月の転居で来年度入学予定の児童がいる場合、学校教育課と入学予定の学校へ連絡してください。
--------------------	--

保育課  
可児市子育て健康プラザ  
1階2階

保育園・幼稚園児等のいる方	保育課で住所変更の手続きをしてください。なお、転園等を希望する場合はご相談ください。また、ご利用中の園にもご連絡ください。
キッズクラブに入室している児童のいる方	保育課で住所変更に伴う手続きをしてください。